

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十号

昭和二十三年四月二十六日(月曜日)午後一時三十分開會

本日の會議に付した事件

○消防組織法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○第三國人の犯罪取締に關する件

○委員長(吉川末次郎君) これより委員會を開會いたします。先に衆議院を通過いたしました本院に回付されております消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、政府當局より提案理由の説明を伺うことにいたします。

○政府委員長(新井茂司君) 消防組織法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

第一に消防組織法第十條第一項を「消防本部の設置、名稱及び組織は、市町村長がこれを定める。」と改正することにした。市町村の消防は同法第七條によりまして、その市町村の條例に従つて管理せられ、又同法第八條によりまして消防に要する費用も亦市町村の議會の承認を得て當該市町村が負擔することになつています。から、消防本部の設置、名稱及び組織に關する事項は、市町村長が規則によつて定めるのが、より實情に即するものと考えらる次第であります。

改正の第二點は同法第十條第三項は、「消防署の設置、名稱、組織及び管轄區域は、市町村長の承認を得て、消防長がこれを定める。」と改正することにした。すでに消防本部の設置は、市町村長によつてこれが定められることになつたのであります。から、その内部組織である消防署の設置、名稱、組織及び管轄區域は、消防的見地から消防長が發案をとり、市町村長の承認を得てこれを定めるのが、これ亦消防強化の實情に即するものと考えらる次第であります。

第三に第十三條前段は「市町村の消防長は、市町村長の承認を得て、當該市町村の消防職員を任命し、一定の事由により罷免する。」と改正することにした。消防組織法全體を通じて市町村及び市町村長の地位に鑑みまして、人事のごとき最も重要な事項につきましては、市町村長の承認を求め、より適當と考える次第であります。

以上改正案の要旨につきまして御説明を申し上げた次第であります。何卒御審議の上速かに御協議下さることを希望申し上げます。

○委員長(吉川末次郎君) 尙本法案につきましては委員會の專門調査員室におきまして研究いたしました結果、上原專門調査員が意見を持つてゐるようでありまして、特にこの法案の審議に關連しまして、上原專門調査員の意見を開陳して貰いたいと思ひます。

○專門調査員(上原六郎君) 只今御審議中の消防組織法の改正案の中の第十條のことでございますが、これは只今政府から御説明のありましたような改正を加えるのでありますけれども、こういう改正をいたしますと、

警察法の四十五條の第三項と非常にならざるの合わない結果になることを申し上げまして、御審議の御參考に供したいと思ふのであります。

改正案は消防本部の設置、名稱、組織を定めることは市町村長の權限とし、又消防署をどこに置くか、どういふ名稱を附けるかというようになつても、或いは消防署の管轄區域なども、すべて消防長が市町村長の承認を得てこれを定めることになつておるのであります。が、こういうことは市町村の行政及び財政に重大な影響を持つものであるから、市町村の議會が決定することと適當であると考えております。昨年第一國會で修正いたしました理由もそこにあつたのであります。理事者が勝手に決めて、市町村の議會が知らない中に消防本部の設置とか消防署の設置ができては困るというので、市町村議會の議決を得て決めることに國會が修正したのであります。が、今度それを元のように市町村議會の議決を要しないことにしようというものが今回の改正案であります。そういうことになり

ますと、警察法の四十五條と非常にバランスの合わない改正になりまして、この御審議の參考資料として御手許にお配りした次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 尙本法案につきましては……、ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め、それではこれは更に御研究を願う

ことにいたしました。今日は定足数を缺いておりますので、採決することができませんから、明日更に御質疑、御意見の御開陳等を願うことにいたします。して、次の議事に移りたいと存じます。

尙先般皆様の文書の中へ投入さして置きましたのでございますが、「火災の豫防と消防」というアメリカのハーヴァード大學の地政學の教授であるドクターマンローの書物の中から、消防に關する一節を抜きまして、調査部に翻譯せまして、或いは御參考になるかと思つてお手許に差上げておきましたのでお受取り願つたことと思つておりますが、お暇の時にどうぞ御覽願ひたいと思ひます。

次に各地におきまして、朝鮮人が日本の治安を攪亂いたしております問題が起つておりますが、今日は二、三日來の新聞に傳えられております兵庫縣及び大阪において、朝鮮人が數千名縣廳、府廳を包圍いたしまして、朝鮮人學校の閉鎖についての騒擾を起しておりますことについて、政府當局から説明を聞くことにいたしました。思ひますのであります。それに先立ちまして、實は先般院議によりましてこの委員會から、警察制度の改革後の警察狀況、並びに地方財政法の審議に關する參考のために、各地方自治體の最近の財政狀況を觀察して頂くことを中心の題目といたしまして、四班に分れて各地に御出張を願つたのであります。が、その一つの班であります愛知縣、岐阜

縣、及び長野縣、方面へ參られる方々の間で、御決定を願つておつたのであります。が、お出でをどうしても願うことができない方がいらつしやいましたので、その代りに委員長及び理事が代りまして、そうして御決定を願つた方と同時に、その三縣に先般來右のような目的のために調査に參つたわけでありまして、尙理事の中で中井理事は當日になりましたお出でを願うことができなかったりましたので、私と鈴木理事、鬼丸委員、並びに羽生委員等と一緒にその三縣を廻りまして、その廻りまして三縣の中で我が旅程につきましてからでございますが、濱松にそうした朝鮮人と、そうして日本人との間に於ける争鬭問題が起りましたことを新聞紙上で知りまして、又同様の事件が愛知縣の犬山町におきまして起つておることを知りましたので、これは新警察法の實施に伴うところの新らしい事態として、當然我々が調査研究しなければならぬ對象であると考えましたので、その豫定地でありまして愛知縣の犬山町に參りまして、實にその實情をいろいろと調査をいたしましたのでございます。が、犬山町の事件等につきましても、只今報告書を作成いたしておりますので、その他の事項と同様に報告書の中へ記載いたしました。後日改めて御報告申し上げる機会があるかと思ふのでございます。

尙それよりも同様の内容を持つた事件として更に大規模のものは、さつき申しました濱松市におけるところの朝鮮

縣、及び長野縣、方面へ參られる方々の間で、御決定を願つておつたのであります。が、お出でをどうしても願うことができない方がいらつしやいましたので、その代りに委員長及び理事が代りまして、そうして御決定を願つた方と同時に、その三縣に先般來右のような目的のために調査に參つたわけでありまして、尙理事の中で中井理事は當日になりましたお出でを願うことができなかったりましたので、私と鈴木理事、鬼丸委員、並びに羽生委員等と一緒にその三縣を廻りまして、その廻りまして三縣の中で我が旅程につきましてからでございますが、濱松にそうした朝鮮人と、そうして日本人との間に於ける争鬭問題が起りましたことを新聞紙上で知りまして、又同様の事件が愛知縣の犬山町におきまして起つておることを知りましたので、これは新警察法の實施に伴うところの新らしい事態として、當然我々が調査研究しなければならぬ對象であると考えましたので、その豫定地でありまして愛知縣の犬山町に參りまして、實にその實情をいろいろと調査をいたしましたのでございます。が、犬山町の事件等につきましても、只今報告書を作成いたしておりますので、その他の事項と同様に報告書の中へ記載いたしました。後日改めて御報告申し上げる機会があるかと思ふのでございます。

縣、及び長野縣、方面へ參られる方々の間で、御決定を願つておつたのであります。が、お出でをどうしても願うことができない方がいらつしやいましたので、その代りに委員長及び理事が代りまして、そうして御決定を願つた方と同時に、その三縣に先般來右のような目的のために調査に參つたわけでありまして、尙理事の中で中井理事は當日になりましたお出でを願うことができなかったりましたので、私と鈴木理事、鬼丸委員、並びに羽生委員等と一緒にその三縣を廻りまして、その廻りまして三縣の中で我が旅程につきましてからでございますが、濱松にそうした朝鮮人と、そうして日本人との間に於ける争鬭問題が起りましたことを新聞紙上で知りまして、又同様の事件が愛知縣の犬山町におきまして起つておることを知りましたので、これは新警察法の實施に伴うところの新らしい事態として、當然我々が調査研究しなければならぬ對象であると考えましたので、その豫定地でありまして愛知縣の犬山町に參りまして、實にその實情をいろいろと調査をいたしましたのでございます。が、犬山町の事件等につきましても、只今報告書を作成いたしておりますので、その他の事項と同様に報告書の中へ記載いたしました。後日改めて御報告申し上げる機会があるかと思ふのでございます。

人と日本人との争闘事件でありまして、それにつきまして、外のことの御報告は報告書に、後日に譲りまして、今政府當局から兵庫縣、大阪府等における朝鮮人騒擾事件の経緯を報告を願うに先立ちまして、その三縣の視察の露途、特に私だけ濱松の方へ参りまして、又静岡縣等も訪ねまして、調査いたしました結果を簡単に御報告することをお許しを願いたいと存じます。

新聞等によりまして大體御承知のことと思つておりますが、濱松におきまして本月の四日の午後四時頃、市内の中心地の數ヶ所におきまして、朝鮮人側が約二百名くらい、それから濱松におけるところの香具師の團體であります小野組と申します香具師の仲間が約二百名ばかり、互いにピストルや鐵銃を相當所持いたしました、そして、その他の者も棍棒であるとか、或いは竹槍等の武器を持ちまして、大變態に申しますならば市街戦を各所に展開いたしましたのであります。その結果、死者が三名出まして、負傷者が十四名出たのであります。死者三名の中、朝鮮人が一名、今の香具師の組であります小野組の者が一名、尚それ以外にそうした争闘に意識的に参加しておらなかつたところの日本人の市民が、一人死んでゐるのであります。そして、その小野組と申しますものは、先程申したように香具師の集團であります、その組長とせられておられますところの小野近義という者は、濱松市近郊の興行師、香具師の仲間に相當の勢力を持つておられて、子分の二三百名を擁しております、いわゆる東海の顔役と稱せられておられる

ありますが、昨年の四月施行せられたした縣會議員の選挙に無所属で出馬いたしました、當選いたしましたのであらは、表面的行動を避けておつたのでありますけれども、依然その小野組の實権を掌握している親方であつたのであります。朝鮮人側の方は同市の旭町にありまして、その國際マーケットといふものを經營いたしておりますところの、朝鮮人の呉列述という者外數名が、その喧嘩の相手の中心でありまして、その國際マーケットは昨年の四月頃建設いたしました、爾來マーケットの中に各種の商店、喫茶店等を經營いたしまして、通稱闇市と言われているものであります、同年八月頃から同マーケット二階に、ダンスホールを經營いたしておりますが、その時分かに近在及び名古屋、豊橋方面から不良の鮮人が出入するようになりまして、これらの不良鮮人團の集會所、或いは犯罪の巢窟であると呼ばれておつたものであります、その兩者の間に、必然的に纏張り争ひを生じて、互に相反目しておつたのであります。それが昨年の九月には同市における映画館におきまして、些細なことが發端となりまして、兩者の對立が表面化した、互に五六十名の總勢が相對峙しまして、血の雨を降らせんとしたのであります、この時は迅速な武裝警官の大舉動によりまして、闘争寸前にこれを鎮壓せられたというやうなことがあつたのであります、爾來兩者の相廻りが日本人と、朝鮮人との民族的な感情をも加へまして、極めて深刻なものがあつたといふことであります。

ところが、差當りの近因といつたしまして、先に申しましたように、この月の四日に今申しました國際マーケットにおきまして、午後一時から朝鮮人主催のダンス・パーティーが開催されたのであります、そのダンス・パーティーに出席する豫定でありましたところの樂團の關係者であります、いわゆる興行師のバンドの連中、バンド・マスター、バンド・アコーデオン等を奏しますところの人間三名が、自轉車競走に出場するために、その朝鮮人の主催のダンス・パーティーに出席し得なかつた。ところがそのために、そのダンス・パーティーが流會同様になつてしまつたのであります、こういうことは今申しました小野組側の指圖によつて、わざとこれらの樂團の三名の音樂師が出場しなかつたのであると、こういうやうに朝鮮人側では曲解いたしました、この責任は小野組にある、そのためにこの小野組の實質上の實權の把握者であります、縣會議員の前に申しました小野近義に物言ひをつけるべく、本月四日午後四時頃小野の經營にかかりますところの市内千歳町に所在しております明治喫茶店に赴きまして、小野を出せと強要いたしましたけれども、同人が不在を幸いに、同店の表陳列臺とか、或いは硝子戸、テーブル等を破壊するやうな暴行に出たといふことが、その兩者が喧嘩をいたしましたところの發端になつたのであります。それでその喧嘩は四日、五日、六日と三日に亘つて行われたのであります、その朝鮮人の暴行行為に憤慨いたしました香具師、興行師の組であります小野組の輩下、日頃の鬱憤を晴らすはこの時とばかり、各々仲間を糾合し

て報復の準備を整えた模様があつたのであります。一方朝鮮人側も、小野組からの反撃を豫期いたしました、仲間との連絡を緊密にいたしました、應戰の態勢を整えました。夜の九時五十分頃にいたしまして、小野組輩下の有力な子分でありました本宮某というものの家へ朝鮮人側が様子伺いに、朝鮮人七名がピストルを持ちまして同家裏口から侵入いたしました、ピストル數發を發砲いたしましたけれども、このことあるを豫期しておりましたところの小野組側からは、それに報いるべく鐵銃を發砲いたしました反撃いたしました。それで朝鮮人はそのまま逃走したのであります、それが、それより市内各所に對峙しておりました双方主力のものが濱松市の田町、鍛冶町、傳馬町の各所、各地區で衝突いたしました、午後十一時まで相互に發砲闘争をいたしまして、やうやく武裝警官が出勤をいたしましたので、同日はそれで四散いたしましたのであります。その明くる日の五日には、小野組のものは、午前十時頃、その親分でありましたところの小野近義外幹部が同人の家に密かに會合いたしました、飽くまで朝鮮人に對抗して闘争せんことを決意いたしましたと共に、近在の仲間を應援を要請いたしました模様で、逐次豊橋、沼津、静岡、清水の方面から應援の香具師が濱松市に參集いたしました、總勢約二百名くらいに達するものと認められたのであります。一方朝鮮人側におきましても、小野組側の反撃に對抗するため、應援朝鮮人が各地より漸次濱松市内に侵入いたしました、總勢約二百名に及びまして、そして市内の各所に分散して待ち構えておりました。以上のごとく

双方對峙の中に午後七時三十分頃に至りまして、朝鮮人側數名が小野近義の家即ち縣會議員の親方の家を襲撃いたしました、そして、そしてピストルを發砲いたしました、これを契機に再び前日同様平田町の鐵道踏切附近、松菱百貨店前、海老塚町、千歳町等と飛火しまして、双方衝突し、午後九時三十分頃に至るまでの間に、互いに發砲闘争をいたしました、双方及び一般市民の死傷者を出したのであります、その間午後八時五十分頃田町所在の朝鮮人經營の明月という旅館がありまして、その旅館に小野組の者約十六名くらいが襲撃して發砲の上、家財道具、その他を破壊いたしました、又同時刻頃に旭町という所があります、先きに申しました朝鮮人經營の闇市である國際マーケットに、小野組側の者約百名が襲撃いたしました、その中約三十名くらいが屋内に侵入して家財、硝子等を破壊する行為をいたしました。これに對抗する朝鮮人との間にお互いにピストル、鐵銃等を發砲し合つたのであります。最後の六日に至りまして、前項のごとき、先き申しましたやうな警備警官の應援増強によりまして、嚴重な警戒と徹底した捜査によつて、徹底した捜査といふのは、静岡縣の警察部の報告書であります、向うの報告書によりまして、徹底した捜査によつて朝鮮人及び小野組の双方のその氣勢をそがれて、漸次集結を解いて、外の地方よりの來援者も退去するに至りまして、ここに七日の夕刻になつて四日以來續いた騒擾事件も概ね鎮靜に歸するところの状態となりました。七日の晩の九時二十分頃岐阜の方面から連合軍の部隊が百七十二名濱松市に到着いたしました、こ

の騒擾事件は完全に終息するといふ結
うることから各方面でこの直接指令を
のであります、可なり形勢不穩であ
以外の連中が府廳内になだれ込んだの
と、日本に在留したております

十二名濱松市に到着いたしました。こ
待ち構えておりました。以上のごとく
は、この時とばかり、各々仲間を糾合し
ゆる東郷の顔役と稱せられておる者で

の騒擾事件は完全に終息するという結
果を見るに至つたわけでありませう。

向この事件に關しましての詳細なる
報告書を濱松市の自治體警察及び静岡
縣の公安委員會の警察長から入手して
おりますから、御希望があれば、後ほ
ど専門調査員等において御覽を願ひ
たいと思つております。それで今申
上げました騒擾のありました四月とい
う旅館であるとか、或いは關市の國際
マーケット或いは大塚に申しする等
を、衆議院議員の川合彰武君の案内で
いろいろ見て廻り、又地方新聞のその
實情を實際に見ました新聞記者諸君の
話も聞き、又新聞記者の批評家として
の立場からの意見等をもいろいろ聴取
して參つたような次第であります。私
の御報告はこれくらいに止めて、後
ほど御質問等がございましたら又お
答へいたしたいと思ひます。それで又
新聞に昨今出ております兵庫縣及び
大阪府におけるところの朝鮮人の騒擾
事件につきまして國家地方警察本部の
大長の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(濱洲増己君) 實は今度の
兵庫大阪、その他の府縣にも澤山朝鮮
人の地方廳に對していろいろ抗議を
申込んでおる事があるのをごさ
い、その原因はすでに御承知の
ように、文部省から本年の一月二十四
日に朝鮮人だけの學校を閉鎖せよとい
うような指令を出しまして、各府縣で
はそれに準據しまして、それ〴〵縣の
知事の名前を以てこれの閉鎖の命令を
出しておるのであります。全國で學校
が約五百餘、生徒が五萬ぐらゐる
のであります。朝鮮人にとりまして
は、これはかなり大きな問題だ、こ

いうことから各方面でこの直接指令を
發した府縣知事に對して抗議を申
込んでおるといふのが實情でありまし
て、現在山口、岡山等にも相當な動き
があるのではありませんが、最も大きく問
題が出たのが兵庫と大阪であります。
つきましてこの問題は相當不穩の計畫
があるといふことは承知いたしてお
りましたが、この教育問題に關するの
で、我々といひましてはそれが警察
問題となつて、今日まで警察に
見ておつたのであります。

ところが兵庫縣におきましては、四
月十四日朝鮮連盟の代表者が約七十名
程縣廳に押しかけて、知事室を占
據しました。そこで警察官を出動さ
せましたが、相當強引に面會を求めま
して、この閉鎖命令の撤回を要求して
おるものであります。そこで警察とし
ては、相當警備員を出して警戒いた
しておりましたが、その日は別に問題
なく済んだのであります。翌十五日
更に居座り警備を以てしまして、なか
に退去しないで、結局七十名を檢挙
したものであります。ところが朝鮮人
側からこの檢挙せられた連中の釋放
と、それから更に最初の要求である閉
鎖命令の撤回、この二つを目標にし
て、いろいろ運動を續けておつたの
であります。最後になりました、最も
問題を引き上げた四月二十三日であ
りますが、この日は午前十一時頃まで
約二百乃至三百名が縣廳の廳舎内に
入りまして、丁度そのときに知事、副
知事、檢事正が會同いたしまして、小
學校閉鎖の命令の處置について協議し
ておるところに入つて参りました。五
時頃までいろいろ抗議を申込んでおつた

のであります。可なり形勢不穩であ
りますし、知事の方では止むなしとこ
ろ見まして、遂に相手方の要求を容
ざるを得ないといつたような結果にな
つたのであります。そこでその際廳外
に約五百乃至八百程度の朝鮮人が集
まりまして示威運動、これと呼應して
内におる二、三百名の朝鮮人が相當強
硬に知事に談判をいたしておつたの
であります。その結果知事は餘儀なく
これを撤回するといふ處置に出たので
あります。そこで彼等は知事が撤回した
ので退散することになったのであり
ますが、そのとき彼等の行動が相當不法
に互らうといふようなところが見られ、
又退去を命じて退去しないといふよう
な結果になつておりました。これに
對しては警察として相當嚴重な態
度で臨む必要があるといふことにな
りまして、續々これの檢挙をやつてお
るのであります。同日も約千數百名の警
察官を、自治體警察及び國家地方警察
の要員を出しておるのであります。實
はこれにつきましてちよつと申上げた
ことがありますが、速記を止めて頂
きたい。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を止め
て。
(速記中止)
○委員長(吉川末次郎君) 速記を……。
○政府委員(濱洲増己君) 次に大阪で
ありますが、大阪は二十三日でありま
す。この日午後一時頃約一萬五千の朝
鮮人、内、小學生が二千名程おつたの
であります。府廳に押掛けて、
代表五十名が府知事に面會を申込みま
した、そしてこの閉鎖命令の撤回に
ついて抗議を申込んだのであります。
午後三時二十分頃になりまして、代表

以外の連中が府廳内にたれ込んだの
であります。そこで副知事から退去命
令を出したのでありますが、彼らはそ
れに應じないといふことになりました
ので、結局これを阻止する現場警戒の
警察官、最初は約二百名ぐらゐの警察
官でありましたが、とてもそれに應じ
切れないので應援を出しまして、約三
千名は警察官で午後三時過ぎから
この警戒に當りました。そして退去
命令が出ると同時に、これらを個々に
追出すといふ作戰を採つたのであり
ますが、なか〴〵出ないので、結局は亂
闘のような結果になりました。その結
果主なる者約二百名を檢挙いたしまし
て、そして外部に散在しておりました
た者は退散を命じ、次第に三々五々退
散しまして、午後七時二十分頃全部
退散したといふ結果になつておりま
す。彼らの府廳内における行動は相當
亂暴であつた、従ひまして知事室のガ
ラスを割り、或いは机を叩くといふよ
うな事實もあつたのであります。大阪
府としましては、大阪市の警察局とし
ては騒擾罪で檢挙しまして、日本の裁
判で裁判するといふ態度を現に探つて
おるものであります。以上は大阪と兵
庫における状況の概要であります。實
は事態の發生した地域が自治體警察で
ありまして、管區を通じての連絡であ
りまして、十分只今のところ詳しい情
報が入つておりませんが、大體の概
要は以上のものであります。承知いたしま
す。

○委員長(吉川末次郎君) 濱松事件、
犬山町事件、兵庫縣、大阪等の事件は
單なる局所的な地方問題でなくして、
全國的に共通の問題であり、又日本の

治安の維持という見地からいたします
と、日本に在留いたしております朝
鮮人がいろいろな點におきまして日
本の治安を今日攪亂いたしております
ことは事實でありますので、本委員會
におきまして、先般來朝鮮人問題に
ついていろいろ御研究を願つておるよ
うな次第であります。尚先程の報告
に附加して申上げることをお許しを願
ひたいと思ひます。これは私見
であります。調査の結果考えました
ことといたしまして、大體において日
本人も朝鮮人も、この終戦後、朝鮮人
が日本人と同様の、刑事裁判權の行使
について取扱ひを受けるものであると
いうことが、一昨年の二月二十八日
附、司法省刑務局長の通牒で、その筋
の意を受けて、地方の當局に發せられ
ておるのでありますけれども、その趣
旨が警察側にも、亦民間の一般市民の
間にも十分に徹底しておらん、朝鮮人
の間にも徹底しておらん、ということ
が、他に幾多の原因がありますが、一
つの重要な原因をなしておるかと思
うのであります。これは我々の委員會
といたしまして慎重に對策を考えなけ
ればならない問題であると考えてお
るわけであります。或いはこの機會に
田内閣總理大臣から國會を通じて、例
えば本會議において、どなたからでも
この問題について政府當局の朝鮮人問
題に對するところの、主として治安の
見地からする朝鮮人の問題に對しての
政府の意思を質問して頂きたいと思
ひます。そして政府の意思、聲明を、
國會を通じて國民及び朝鮮人にこの際
して貰うといふようなことが必要があ
るのじやないかというように、これは
私見であります。そういうことを

も、一つお含みを願つた立場で、いろいろこの問題についての本委員会の對策をどうしたいかというようなことに、この際御意見、御質問等がありましてお述べを願えれば結構であります。

○岡本愛祐君 新警察法と第三國人關係、この問題は私は新警察法をこの委員会で審議をいたしておりますときから非常に氣になつた。この警察法の致命の缺點は、片山總理大臣にも質問をいたした次第であります。この警察法が秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社會の責任の自覺を通じて、人間の尊嚴を最高度に確保して、各人の權利と自由を保護するというやうな、非常な高尚な理想を以て作られてゐるのでありますけれども、現在の日本が置かれたこの情勢下にあつて、こゝういふ理想主義的な法律で、本當に治安の維持ができるか、私は當初から非常に疑いを持つておるのであります。片山總理大臣は頭を切換えてこの警察法の精神によつてやつて行くのだという御答辯でありました。併し自治體警察では、こゝになつてしまつて、警察の使命とも申すべき横の連絡、縦の連絡、そゝういふものが立切られてしまつて、それは連絡をすることになつておりますけれども、理想的に連絡ができていない。これで少し全國的な組織を持つた犯罪又は第三國人のいろいろの計費、そゝういふものを豫防し、又こゝういふ不祥事が起つたときにこれを鎮壓することは非常に困難であります。當初から分つておつたことであります。その心配が今日すでに現れて來た。それは一つはこの自治體

警察というものが發足した、それが以前より弱體だといふ安心感が、私は第三國人にあるのだらうと思ひます。

又近頃第三國人のいろいろなその犯罪がもう殆んど公然と行われてゐる、殆んど手のつけようがない。列車の中でも集團を組んで、堂々とその乗客の財物を持ち去つて行く。又こゝういふことに對して、少し小言がましいことをいへば、殿前倒してしまふ。この前も本席で申し上げたと思ひますが、折角國家が多額の金を費して、琵琶湖の湖底下をして田畑を生み出す。折角そゝういふ事業が完成したと思へば、それを占據されてしまふ。そゝういふことに對して、警察はどういうわけだか、つとも取締をせられぬ。まあ列車の事件は漸くこの頃一部を摘發され、捕まへられたやうに新聞に出ておりますが、非常に生溫い、これに對する國民の反感といふものが出て來ておるのであります。警察は頼むに足らない、自分の力でこれは何とかしなければならぬといふことが國民の間に出来て來ておる。それが今度の事件になつて現れて來たのだらうと思ひます。委員長から御報告がありました演説の事件にしましても私も今度旅行しましていろいろ聞いております。鐵道の取締なんかについても、私は非常にこの委員會として取調ををし、將來に對してよく備えておかなければならぬと思ひます。鐵道を狩り集めて、そゝうして朝鮮人に對抗をした。それで漸く鎮壓ができたといふことも民間では言つております。今國家警察の方に自治體警察のことを言つてもこれは何にもならないので、私はこれはやはり總理大臣、國家公安委員の方に來て貰つて改めて纏つ

た質問をしてみたいと思ふのであります。そこでまあ國家警察の方に聞きたいのですが、こゝういふ面會とか強要とか陳情とかに來る人が、どのくらいに程度になれば取締するのか、それがさつぱり方針が立つていない。こゝういふやうな方針は、自治體國家を通じて公安委員の委員の立場から標準を與えて置かれた方がよいのではないか。まあ大阪の方は多少今お聞きしたところでは、ちまうやつておられたやうであります。神戸の方は豫防的措置が取られない。進駐軍の方に一々伺いを立てて、そゝうして取締つていかうか、そゝうして待てとか、何とか言われて大事になつてしまつて、それから取締るといふやうなことは仕方ないので、もつとはつきりした態度で、豫防的措置が講ぜられるやうに御研究を願ひたいと思ひます。それから監禁罪といふのは、どのくらいに程度になればこれは取締られるのか。どの程度を監禁罪といふのか。そゝういふことについて御意見を伺つてみたいと思ひます。それから大山事件といふのが、これは私にお聞きしませんでした。これは委員長お調べになつたのですか。ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(溝淵増巳君) 兵庫のは實は御質問のお言葉にありましたやうに、自治體警察の、大阪のもさうであります。内部で起つたので、我々として現場の事情がどうなつておつたかといふことは詳しくは分らないのであります。ただ想像されますことは、可なり長時間に亘りまして、多數の朝鮮人が相當威嚇的な態度に出たといふことは想像されるのであります。これをどの程度からといふのは、實は

現場の認定によるのであります。被害者である知事なり、それから檢察正もその場におり、市長なんかその際におつたのであります。これは本來から言へば、面會を謝絶して退去を命ずるという時が、家宅侵入なりの大體の限界になると思ふのであります。そゝうして單に言葉だけの問題ではなくて、證據が掴みにくい、その時の空氣といふ氣と申します。その時の空氣といふもの、それらは實情その他で現場で證據を取つて來ることが極めて必要であります。又退去を命ずる場合も、退去を命ずるといふ文書を書いて、それも一緒に寫眞に取つて置くといふくらい現場證據の保存といふことが必要ではないかと思ふのであります。そこまでは十分できておつたかどうか疑問に思つております。

○大阪の場合は、現地へ檢事も出動して、現場の情勢、たとへば一部にせよ器物、機器の破壊が多數、一萬人に餘る人間が府廳内に集まつたといふやうな事實は、これはもう誰が考えても監禁罪に當るものだと思います。具體的の場合、現場の状況で判斷すべきものであります。その臨んだ警察の指揮者にその認定の人を得るといふことが必要であります。それだけに警察の上層幹部が相當しつかりしておらないとその判斷を誤る、こゝういふことになるだらうと思ひますが、どの程度かといふやうなことは、ちよつと言葉では表わしにくいのではないかと思つております。

○委員長(吉川末次郎君) 大山事件の間違つたことをお答え申上げてまいりませんので、今書類を取りやつておりますからちよつとお待ちを願ひま

す。ただ演説の事件に比へましては、いろいろ／＼點におきまして規模は小さい事件であるといふことができると思ひます。

それから先程申し上げるときに申し上げませんでした。御承知のやうに、十四日の衆議院の本會議で、十四日だと思ひますが、川合代議士がこの問題を取上げて緊急質問をいたしまして、尙衆議院の治安及び地方制度委員會でも大分問題になりまして、その結果、衆議院の坂東委員長外三、四名の方々が特別に演説事件の調査のために派遣せられて行かれたことを、御承知かと思ひますが、申上げておきます。今直き持つて参りますから……。

○岡本愛祐君 その前にもう一つ、新聞の報ずるところによりまして、神戸事件及び大阪事件の騒擾者の中に、日本人が参加をしておるといふことを聞いております。それはどういふのであります。或いは共產黨の煽動といふやうなことがあるのかないのか、その點を伺つておきます。

○政府委員(溝淵増巳君) 實はまだ詳しい……日本人が加つておるといふことは承知いたしておりますが、その内容がどうであるかといふことは分らないのでございまして、ちよつと説明する段階に至つておりません。

○岡本愛祐君 日本人が参加しておつたのかどうか、それはどうですか。

○政府委員(溝淵増巳君) 一部参加しておるやうに聞いております。

○小野哲君 大體今溝淵さんのお話で概要を理解することができたのであります。先程委員長の演説事件の御報告の中にありました、在留朝鮮人の取扱についての明確なる認識が缺けてお

いかに伊せて貰うた方ないない
つあると思ひますね。
○委員長(吉川末次郎君) そうで
ね。こゝでもいいですね。

○岡本愛助君 こゝでもいいんじやないかと思ひますね。
○阿竹齊次郎君 できれば本會議で、國民に明確にするためですね。
○委員長(吉川末次郎君) 委員會でも新聞記事にでもして、總理大臣の答辭を明確にすればいいと思うが……。
○阿竹齊次郎君 誰か朝鮮人に憎まれる者が出ていいんじやないか……。
○委員長(吉川末次郎君) 速記を止めて頂きます。
(速記中止)
○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め、それでは今日はこれで散會いたします。

午後三時七分散會
出席者は左の通り。
委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
鈴木 直人君
委員 羽生 三七君
大隅 憲二君
青山 正一君
岡本 愛助君
小野 哲君
阿竹齊次郎君
岡田喜久治君
政府委員
國家地方警察本部次長 澤淵 増己君
國家消防廳長官 新井 茂司君
四月七日日本委員會に左の事件を付託された。
一、地方分與税法の改正に關する請願(第三百五十一號)
一、横濱市民酒場の營業再開に關する請願(第三百五十三號)

一、地方自治體警察廳舎等に関する請願(第三百九十四號)
一、競犬に關する陳情(第二百號)
第三百五十一號昭和二十三年三月二十二日受理
地方分與税法の改正に關する請願
請願者 新潟縣知事 岡田正平 外二十名
紹介議員 石坂豐一君外三名
現下の經濟情況に即應するための地方分與税法の改正に當つては、真日本における國民所得の地域的不整を調整する等諸願書記要綱の如く改政せられて國民負擔の均衡を圖りたいとの請願。
第三百五十三號昭和二十三年三月二十二日受理
横濱市民酒場の營業再開に關する請願
請願者 横濱市中區伊勢佐木町六ノ一三六横濱市民酒場組合内 大竹新三郎
紹介議員 大隅憲二君
港灣荷役等の勞務者の多い横濱では、これ等の一日の慰安のために、市民酒場が必要であるから、七、五政令の適用外である市民酒場並びに同種類の業者の營業再開を許可せられたとの請願。

ら「國費又は縣費による助成と、明年度からの地方財源の賦與を確立された」との陳情。
第二百號昭和二十三年三月二十七日受理
競犬に關する陳情
京都市長 神戸正雄外四名
地方自治制度の確立に伴い地方自治體では財政需要の増進に對して、彈力性のある財源が要望されているが、最近國會において競犬法が立案されるのは極めて機宜を得た方法と思われ、都府にも與えられたいとの陳情。
四月十日日本委員會に左の事件を付託された。
一、地方税法の改正に關する請願(第四百二十八號)
第四百二十八號昭和二十三年四月一日受理
地方税法の改正に關する請願
請願者 秋田市長 兒玉政介外二名
紹介議員 鈴木安孝君
市町村財政の健全化は租税の賦課徴収のいかんにかかつては、その二割以上を占める民税の賦課期日、地方税法第四十五條第二項によつて、十月一日と規定、れているにもかかわらず、實際は賦課徴収の準備で年末年始となつて、ために、納税成績は五割以内を過ぎないので、市町村は金融機關から一時借り入れをして現狀であるから、賦課期日を五月一日に改正して、市町村財政の窮乏を打開されたいとの請願。

四月十三日本委員會に左の事件を付託された。(總務廳審査のための付託は四月九日)
一、消防組織法の一部を改正する法律案(第三十七號)
消防組織法の一部を改正する法律案
消防組織法の一部を次のように改正する。
第十條第一項中「市町村」を「市町村長」に改め、同條第三項中「市町村」を「市町村長の承認を得て、消防長」に改める。
第十三條中「定める基準により、」を「承認を得て、」に改める。
附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
四月十五日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、地方自治法の一部を改正する法律案(第四百三十三號)
地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を次のように改正する。
第二條第二項の次に次の二項を加える。
前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。
一 地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。
二 公園、運動場、廣場、綠地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し

若しくは管理し、又はこれらを使用する權利を規整すること。
三 上水道その他の給水事業、下水道事業、電氣事業、ガス事業、電氣事業、自動車事業、船舶その他の運輸事業その他の業を經營すること。
四 ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上又は陸上輸送に必要な營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する權利を規整すること。
五 學校、研究所、試験場、圖書館、美術館、物品陳列所、公會堂、劇場、音樂堂、その他の教育學藝、文化、勸業に關する營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する權利を規整すること。
六 病院、隔離病舎、療養所、消毒所、產院、住宅、宿泊所、食堂、浴場、共同便所、質屋、授産場、托兒所、養老院、慈善院、少年教護施設、留置場、屠場、じんかい處理場、汚物處理場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社會福祉等に關する營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する權利を規整すること。
七 清掃、消毒、美化、騒音防止、風俗又は清潔に汚す行為の制限その他の保健衛生、風俗のじゆん化に關する事項を處理すること。
八 防犯、防災、罹災者の救護等を行うこと。
九 未成年者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者、

精神異常者、めいてい者等を救
合調整をすること。
一 條例を設け又は改廢すること。
普通地方公共團體の議會における
第二項の投票を行ふべき場合にお
いて、その旨の當該普通地方公共團

精神異常者、めいいてい者等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。

十 森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の經營その他公共の福祉を増進するために適當と認められる収益事業を行うこと。

十一 治山治水事業、農地開發事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計畫事業、不良地區改良事業その他土地改良事業を施行すること。

十二 發明改良又は特産物等の保護獎勵その他産業の振興に關する事務を行うこと。

十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。

十四 普通地方公共團體の事務の處理に必要な調査を行い、統計を作成すること。

十五 住民、滞在者その他必要と認める者に關する戸籍、身分證及び登録等に關する事務を行うこと。

十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。

十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地區、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に關し制限を設けること。

十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收用すること。

十九 當該普通地方公共團體の區域内の公共的團體等の活動の綜

合調整をすること。

二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、分擔金、加入金又は夫役現品の賦課徴収すること。

二十一 基本財産又は減價基金その他積立金等を設置し、又は管理すること。

普通地方公共團體は、次に掲げるような、國の事務を處理することができない。

一 司法に關する事務

二 刑罰及び國の懲戒に關する事務

三 國の運輸、通信に關する事務

四 郵便に關する事務

五 國立の教育及び研究施設に關する事務

六 國立の病院及び療養施設に關する事務

七 國の航行、氣象及び水路施設に關する事務

八 國立の博物館及び圖書館に關する事務

同條第三項の次に次の二項を加える。

地方公共團體は、法令に違反してその事務を處理してはならない。なお、市町村は、當該都道府縣の條例に違反してその事務を處理してはならない。

前項の規定に違反して行つた地方公共團體の行爲は、これを無効とする。

第九十六條第一項を次のように改める。

普通地方公共團體の議會は、左に掲げる事件を議決しなければならぬ。

一 條例を設け又は改廢すること。

二 歳出入豫算を定めること。

三 決算報告を認定すること。

四 法律又は政令に規定するものを除く外、地方税、使用料、手数料、分擔金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に關すること。

五 法律又は政令に規定するものを除く外、津法に賦課又は徴収された地方税、使用料、手数料、分擔金、加入金又は夫役現品の拂戻に關すること。

六 基本財産又は減價基金その他積立金等の設置、管理及び處分に關すること。

七 條例で定める財産の取得又は處分及び營造物の設置又は處分をする。

八 歳入歳出豫算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負擔をし、負擔附屬又は贈與を受け、及び權利を放棄すること。

九 條例で定める契約を結ぶこと。

十 普通地方公共團體がその當事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に關すること。

十一 法律上の義務に屬する損害賠償の額を定めること。

十二 普通地方公共團體の區域内の公共的團體等の活動の綜合調整に關すること。

十三 その他法律又は政令により議會の權限に屬する事項

第百七十六條に第一項乃至第三項として次の三項を加える。

普通地方公共團體の議會における條例の制定若しくは改廢又は歳入歳出豫算に關する議決について異議があるときは、當該普通地方公共團體の議長は、この法律に特別の定めがあるものを除く外、その議決の日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

前項の規定による議會の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。この場合においては、普通地方公共團體の議長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。

前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第百九十三條及び第二百一條中「第百七十二條」の下に「第二項及び」を加える。

第二百十三條に次の六項を加える。

普通地方公共團體は、條例で定める特に重要な財産又は營造物については、當該普通地方公共團體の選舉人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、當該財産又は營造物の獨占的な利益を與えるような處分又は十年を超える期間にわたる獨占的な使用の許可をしてはならない。條例で定めるその他の財産又は營造物については、議會において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないとき、また、同様とする。

前項の規定は、國又は公共團體に對する處分又は使用の許可については、これを適用しない。

第二項の投票を行うべき場合において、その旨の當該普通地方公共團體の長の通知があつたときは、選舉管理委員會は、その日から六十日以内に、これを選舉人の賛否の投票に付さなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、選舉管理委員會は、直ちにこれを當該普通地方公共團體の長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第四項の規定による投票にこれを準用する。

第四項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選舉又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百十七條に次の二項を加える。

分擔金を徴収する條例は、普通地方公共團體の議會又はその常任委員會において豫め公聽會を開き、眞に利害關係を有する者又は學識経験を有する者等から意見を聴かなければ、これを設け又は改正することができない。

前項の公聽會を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び案件を適當な方法で公表しなければならない。新聞紙で公表する場合においては、その日から七日目に、また、同様公表しなければならない。

第二百四十三條第一項の次に次の一項を加える。

七

財産の賣却、譲渡及び貸與、工事の請負並に物件、勞力その他の供給に關する普通地方公共團體の議會の議決で條例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ。

第二百四十三條の二 普通地方公共團體の住民は、當該普通地方公共團體の長、出納長若しくは收入役又は、その他普通地方公共團體の職員について、公金の違法若しくは不當な支出若しくは浪費、財産の違法若しくは不當な處分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負擔、財産若しくは營造物の違法な使用又は違法若しくは權限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事實を證明する書面を添え、監査委員に對し、監査を行ひ、當該行為の制限又は禁止に關する措置を講ずべきことを請求することができる。

前項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、二十日以内に監査を行ひ、請求に係る事實があると認めるときは普通地方公共團體の長に對し當該行為の制限又は禁止を請求し、請求に係る事實がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

前二項の規定による監査委員若しくは普通地方公共團體の長の措置に不服があるとき、又はこれらの者が措置を講じないときは、第一項の規定による請求人は、最高裁判所の定めるところにより、裁判所に對し、當該職員の違法又は權限を超える當該行為の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若しくはこれに伴ひ當該普通地方公共團體の損害の補てんに關する裁判を求めることができる。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に對してこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び普通地方公共團體の長の職務は、市町村長が自らこれを行ふ。

第二百六十二條第二項中「解職の投票の下に」若しくは第二百十三條第四項の規定による投票を加える。

第二百六十四條に次の一項を加える。

第二百六十六條に次の一項を加える。

第二百八十一條に次の一項を加える。

第二百八十三條に次の一項を加える。

第二百八十五條に次の一項を加える。

第二百八十七條に次の一項を加える。

第二百九十一條に次の一項を加える。

第二百九十三條に次の一項を加える。

第二百九十五條に次の一項を加える。

設置までも地元市民の寄附によるもの

第二百七十四號昭和二十三年四月十

四月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、營業に對する事業税賦課中止に關する請願(第四百五十六號)

人に通知しなければならない。

二十年九月二日に至るまでの間に

町村は、これが現に存する限度に

關する諸願(第四百五十六號)

小は新聞、電話料金から大は交番の建

設置までも地元市民の寄附によるものが多いが、新設足の自治體警察署の財源を市町村に付與されるに當つては、右の事情と施設費、需用費等も相當多額を要する現状とを考慮されるときもに、また警察吏員の待遇は市吏員にくらべて相當に低いから同調させるためにも、現實に即した財源の付與を證議されたいとの陳情

四月二十四日本委員會に左の事件を付託された。

一、自治體警察制度の運営に關する陳情(第二百五十三號)

一、主要都道府縣に建築部新設に關する陳情(第二百五十八號)

一、助産醫業に對する事業税の賦課反對に關する陳情(第二百七十四號)

第二百五十三號昭和二十三年四月十五日受理

自治體警察制度の運営に關する陳情

大阪府議會議長 廣瀬勝

自治體警察が設置せられたが、その基準を人口五千と限定したために、市町村財政では負擔出來ないから基準を市制施行地に改正するとともに、公安委員選任基準の緩和、新任警察官の配備等について考慮せられたいと陳情。

第二百五十八號昭和二十三年四月十五日受理

主要都道府縣に建築部新設に關する陳情

名古屋市中區大池町四ノ一名古屋商工會議所會頭 三輪常次郎
この陳情の趣旨は、第四百八十二號と同じである。

第二百七十四號昭和二十三年四月十七日受理

助産醫業に對する事業税の賦課反對に關する陳情

高松市五番丁高松市役所内香川縣助産婦會 野島シカ外十名

政府は營業税を擴張して事業税と改稱し、助産醫業者等に對しても地方税をもつて營業税を賦課しようとする方針の由であるが、助産醫業が、營業でないことは、醫師、助産婦に應召の義務が強制せられておる事實からしても、又貧困者に對しては無報しゅうにて行ふ場合も少くない事實からしても、他の職業と根本的に相違する特殊性のあることが明らかであるから助産醫業に對する新課税を取止められたいとの陳情。

昭和二十三年六月二十九日印刷

昭和二十三年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第二部)

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十一号

(151)